

■ 第5回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年9月29日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

（事務局）

定刻より若干早いですけれども、全員お揃いになりましたので、ただいまから第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっておりますけれども、傍聴者の方及び報道関係者はいらっしゃらないということになっております。

以後の議事進行については、会長にお願いいたします。

（会 長）

皆さんおはようございます。

本日は、基礎調査のデータに誤りがあったということから、臨時で本審を開かせていただきました、お忙しいところどうもありがとうございます。

早速ですが議事に入ります。本日は、議題（1）「最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて」につきまして、最初に局長から、続きまして事務局より説明をお願いいたします。

（労働局長）

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急遽御出席を賜りまして誠にありがとうございます。まずはこの度、私どもが事務局を努めております本審議会におきまして、最低賃金におきます基礎調査の集計誤りを発生させてしまったことに関しまして、代表する私からお詫び申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

只今申し上げた基礎調査結果でございますけれども、最低賃金の審議において県内の労働者の賃金実態を把握するため大変重要な資料であるということは、重々認識しているところでございますが、誤集計という誤りを生じさせてしまい、その集計内容について確認も十分行えていなかったことから、結果として審議会に不適當な資料を提出してしまったものでございます。大変申し訳なく、重ねてお詫び申し上げます。

本年度の新潟県地域最低賃金の改正につきましては、7月6日に諮問させていただいて以来、審議会、専門部会におきまして、公労使各委員の皆様のご審議をいただきまして、その結果、8月5日には答申を頂き、その後異議審を経まして、すでに官報公示も行っているところでございまして、10月1日から改正後の最低賃金が発効することになっているところでございます。

最低賃金の審議において、新潟労働局が事務局として基礎調査に基づく賃金の実態に関する資料や、雇用・経済に関する統計資料といったものを、皆様の審議に資するような資料を作成させていただいたところでございますが、基礎調査の集計誤りにおきまして、影響率等の集計内容を修正する事態となりました。このため、本日は基礎調査の集計内容を修正したものを、資料として提出させていただきます。

本年度の最低賃金は、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済に対する厳しい影響がある中、委員の皆様には各種資料を基に大変な御苦勞をいただいて決定いただいたものでございます。このような中、大変恐縮でございますが、集計誤りが本年度の最低賃金の審議に与えた影響につきまして御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、事務局から令和3年度最低賃金に関する基礎調査の集計誤りについて説明いたします。

資料No.1になります。事案の概要ということですが、令和3年度の最低賃金に関する基礎調査について、今年7月27日、第2回新潟県地方最低賃金審議会に提出した資料の集計結果に誤りがあることが判明いたしました。集計結果の訂正内容については、別添の正誤表のとおりとなっております、黄色のところの変更となったところとなっております。

続きまして、誤りが発生した原因としましては、本省から提出された集計表のアクセスファイルに、回答データに不備があった場合にデータを修正しても、時間当たりの賃金額が自動的に計算されないという不十分な仕様であったこと。

2番目としては、特定の操作をすると1日の所定労働時間数が正しい数値に対し、おおむね10分の1程度に自動修正されるプログラムの誤りがあったということによるものでございます。

本省からは、6月16日にこれらのプログラムの誤りに対応するための方法がメールにて通知されていたため、新潟局においてもこれを実施いたしました。しかしながら、上記のようなプログラムの誤りの具体的な中身、内容や対処法の実施タイミングが明確に示されていない。結果的には最終的な集計結果を出力する直前に実施すべきものであるところ、誤ったタイミングで対処法を実施し、その結果、集計誤りが生じてしまったというも

のでございます。

3番目は再発の防止策です。本省としては集計用のアクセスファイルを改修してプログラムの誤りを取り除くとともに、全体的に労働局の作業手順をよりシンプルなものになるよう、現行のアクセスファイル全体にわたる改修を令和4年調査までに行うというところでございます。

続いて集計用のアクセスファイルの改修は今年度中に速やかに行い、プログラムの誤り等が早期に発見できるよう納品物のチェックを行う期間を十分に設ける。また、大きな変更を伴う改修について、複数の職員で念入りにチェックを行うと。続いて労働局に対してイレギュラーな作業指示等を行う際には、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックを受け、指示内容が分かりやすいものとする。その際、いつ、だれが、何のためにする作業であるかが明らかになるようにする。万が一、翌年以降においても集計誤りにつながりかねない重要なシステムの不具合等が調査実施中に見つかったときには、メール連絡等で済ませるのではなく、全国会議の場で具体的な説明等を行う。また、新潟労働局といたしましても、今後このようなことがないように、結果表を職員同士複数の目で見比べる等を行って、異常値がないか確認する。このようなことで対応していく所存でございます。申し訳ございませんでした。

(会長)

ただいま御説明がりましたが、今説明があった審議会資料No.1に誤植があります。2番の誤りの発生した原因の①の文章の最後、「しよう」は使う方ではなく、「仕様」の方です。訂正をお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、まずは御質問を受け付けたいと思います。審議結果に対する御意見については、この後、別途行いますので、まずはただいま報告の内容につきましての質問をお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(徳武委員)

2点質問させていただきたいのですが、今回の統計値の集計にアクセスを使っていらっしゃるということだと思っておりますけれども、一般的に統計の集計を行うのにアクセスはよく使われると思っておりますけれども、ただ、だれもが実はそれがよく分かるというようなものでもないと思っております、よほどパソコン、アクセスに詳しい人でないと、なかなかこういったファイルを扱うということではできないと思っております。通常であれば、こういった誤りがあった場合、間違っただけを回収するか捨ててもらって、正しい新しいものを配って、それを使って作業するということがよくあると思っておりますけれども、今回はそうではなかった。その難しいアクセスの修正とかいうことも、これはいわゆるアク

セスのファイルの中身を操作するような修正だったのでしょうか。

(事務局)

クエリという修正ソフトを使って修正を加えたということでございまして。

(徳武委員)

内容を書き換える。

(事務局)

内容というか、データ、プログラムの誤りを修正するということに聞いております。

(徳武委員)

通常であれば、アクセスの集計ですと、ボタンを押すとあとは勝手にパソコンが集計してくれるという作業になっているものですがけれども、そういった類いのものではなく、何か別なものを組み合わせるとか、元々配られたものを自分で中身を開いて操作するとか、そのような類いの修正だったのでしょうか。

(賃金室長)

先ほど、不便な仕様という言い方で申し上げました。本来、手修正しない限り修正できないような仕様だったのです。それをこちらの方で、アクセス内での再計算ツールを本省で作成して、それをつなぎで入れたという形で対応したということですから、ソフトの改修ということではないのですけれども、それは多分、今後これからやるという形で対応することになります。

(会 長)

アクセスですから、直接データにさわるのは難しいのです。クエリや何かを使わなければいけない。そうなるとそれなりの知識も必要だし、何をやっているかは、タイミングのどうのこうのという、そこまでは分かりませんが、とにかくとりあえずは直したというところが、うまく機能しなかった。使い方がおかしくなったのか。そうしたら、なんでもできなければいいのですけれども、とりあえずは通ってしまうというような仕様になったところも問題だと思います。

(徳武委員)

おっしゃるとおり、現場で直すというのは難しい作業だと、そういう感じもしました。ありがとうございました。

(会 長)

質問についてはよろしいでしょうか。

先ほど、局長から発言された内容につきまして、委員から本事案に対する受け止めと、今年度の審議結果への影響にかかる評価について、発言をお願いしたいと思います。

最初に、私の方から審議会の会長として、見解を述べさせていただきたいと思います。

本審議会の会長として、今回の事案に対する受け止めについて一言申し上げます。

ただいま労働局長から報告のありました今年度の最低賃金に関する基礎調査において、集計誤りが生じたことは誠に遺憾であります。最低賃金は労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力の3要素を総合的に勘案して決定することとされています。県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果は、最低賃金を検討するうえで極めて重要な指標であります。とりわけ今年度においては新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響に厳しいものがある中で、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にして、公労使の各委員は、事務局から提供される各種資料を勘案しながら、新潟県にふさわしい最低賃金を真摯に議論し決定するに至りました。

基礎調査の集計誤りは、内容によっては審議会の議論をミスリードする可能性があり、その結果は、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということを、事務局は改めて強く自覚していただきたい。事務局には猛省を促すとともに、二度とこの様なことが起こらないよう、厚生労働本省ともども再発防止を徹底していただきたいと思います。

今年度の審議において最低賃金の引き上げ額を議論するうえで、基礎調査に基づく影響力の資料は重要な資料の一つでありました。このため、その誤りは、内容によっては審議結果にも影響を与える可能性があります。今回の再集計による影響率の変動はあるものの、今年度の最低賃金は影響率だけをもって決定したわけではなく、他の指標やその他の諸事情も勘案のうえ総合的に判断した結果であることから、その点を踏まえて御意見をいただきたいと思います。

それでは委員から、この集計の誤りにつきまして御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

(桑原委員)

労働側委員から先にお話をさせていただきます。労働側委員といたしましては、今ほど会長の受け止めのお話があったこととほぼ同意見といたしますか同じ考えをもっております。最低賃金の決定は3要素、そしてさまざまなデータや視点のうえから総合的判断で審議しておりますので、本当に重要な資料ではあるものの、このデータの違いだけをもって今年の改訂に大きな影響を与えているとはいえないと考えておりました。例えば再審議の必要性等はないと考えております。

しかし、会長が冒頭におっしゃられたように、ミスはミスで、重大な誤りだと思います。中央最低賃金審議会のデータの誤りなども含めまして、ミスが続いていることは非常に遺憾です。そして、再発防止策、本日は先ほど説明があったところでございますが、例えば

この誤りが発生した原因のところ、誤ったタイミングで対処法を実施したために、結果として集計誤りが生じたとなっているのに、新潟労働局の方は、結果表と見比べて異常値がないと複数の職員で確認するという、ミスの原因に対しての再発防止策ではなく、少し具体性に欠ける防止策しか上がってきていないという印象を受けております。ですから次年度以降、再発防止というものをもう少し具体的に、どういうところに注意するかということを検討していただいたうえで、しっかり対応してほしいと考えています。

(会 長)

事務局から何かございますか。御意見については、では、最後にまとめて少し伺うということで、ほかにはいかがでしょうか。

(徳武委員)

使用者側といたしましてもコメントをさせていただきたいと思います。

まず、最低賃金の審議にあたり、事務局におかれましては短い時間の中でさまざまな資料を準備していただいております。その点につきましては大変感謝をしているところでございます。しかしながら、このたびの集計の誤りにつきましては、未満率、影響率という、最低賃金の改訂審議に当たって最も重要な統計値が含まれているものであり、これにつきましては、大変遺憾に思っております。

今回の説明をお聞きする中で、原因としてはどちらかということ、本省の対応に足りない点があったのではないかなと言わざるをえないと思っております。特に、7月7日に中央最低賃金審議会におきまして、賃金改訂状況調査結果の訂正について説明をされておりますけれども、内容が異なるとはいえ時期的に本件の経緯と重なっております。そうした中で、こういったイレギュラーな対応を指示しておりました統計について、現場に対しメールによる指示の出しっぱなしで、正しい集計が行われているかなど、注意喚起や確認を行っておらず、結果としてこのような事案が生じたことは、最低賃金の審議全体に対する信頼感、納得感を失わせることになりかねないのではないかと、危惧されるところでございます。さらに、再発防止策についても具体策が足りないのではないかと思っております。現場に対し新しい作業やイレギュラーな対応を求める際には、例えば作業内容や手順などのチェック表を配付したり、本省と各局間で、文書、電話等により作業が確実に行われているのか、完了確認を行うなど、確実に理解され実施されるような具体的な仕組みづくりにより再発防止を行っていただきますよう、強く要望いたします。

また、本統計の集計結果について、未満率、影響率におきましてはコンマ1パーセント単位での誤りであり、数値に対する認識に実質的に影響するものではないと思っております。また、私どもの意見表明に当たりましては、多様な統計資料を総合的に分析したうえ

で行っておりますことから、このたびの審議における私どもの主張について、何らかの修正が必要となるものとは考えておりません。したがって、公労使とも同様の御認識であれば、結果への影響はないと考えております。

(会 長)

他に何かございますか。代表の方だけではなく他の委員の方からのご発言でもかまいませんが。よろしいでしょうか。

では、今出ました御意見につきまして、事務局から何らかコメントをいただければと思うのですが。

(事務局)

ありがとうございました。

特に再発防止策につきまして、大変厳しいご意見を頂戴したと思っております。五つほど書きましたけれども、もちろんご指摘の点はしっかりと行うつもりでおりますので、今日の御意見を承りまして、しっかりと来年に向けて再発防止に向けて対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(会 長)

それでは、審議会の席上でそういった意見があったということも、本省の方に上げていただくという形にしていきたいと思っております。今年度の審議への影響としては、今回の集計誤りを理由として再審議の必要まではないという結論でよろしいでしょうか。もう一方でこういった意見があったということは本省に上げるということですが、それでよろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。事務局から他に何かありますか。よろしいですか。

最後に、私から改めて事務局において重要な指標であることを再認識し、再発防止対策を徹底していただくよう、お願いいたします。これで議事がすべて終了いたしました。

はい、どうぞ。

(桑原委員)

今日の内容のことではないのですが、本審の席ですので一つ、お願いというか御提案というか、させていただきたいのですが、今回の最低賃金額の審議と答申の中に、当審議会としては新型コロナウイルス感染症による雇用の影響が懸念される中、支援策に一層の拡充を、政府に対し強く要望するべきであることを申し添えるという文言を入れ込んでいただいております。申し添えるのでその後どうしたかということもあるのですが、新潟労働局としても、企業への支援という部分にやはり力を入れていただきたいと思ったのです。例えば助成金の案内など、新潟労働局のホームページのトップペ

ージを見ても、そういうものは全くなく、そもそもこの改訂も新着情報のところに、例年と同じように定型的に載せているだけで、右上の方に金額が提示されていますけれども、それも例年と何ら変わらない対応です。やはり金額の上がり幅は影響が大きいということで、労働局としても例年以上の周知や給付面の支援というものを、局として行っていただきたいと考えているところですので、是非よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。何かございますか。

(労働局長)

大変貴重なご意見ありがとうございます。実は緊急事態宣言解除後の助成金の要件緩和が、もう今日から内閣府で発表されていまして、10月1日から少し緩和されます。それにつきましても各団体、企業へ伝わるように周知をしっかりと行ってまいりますということ、最後に申し上げようと思ったところでございます、今の委員のご指摘は承りますし、また、周知につきましてもずっと答申の段階から、とにかく一番大事なのは周知なのだとし申し上げていたにもかかわらず、例年と変わらないということをご指摘いただき、耳が痛い思いでございます。しっかりとこれから行ってまいりたいと思いますので、ご協力をお願いすることとなると思いますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(会 長)

今回のコロナの対応でもそうなのですけれども、もちろん労働局ですから、一つの省の中のあれですけれども、対応策というのはいろいろなことが考えられて、そういう意味では上から下りてきたものを単にやるということではなくて、例えば横の連絡等も使って、こちらでやるとうまくいくとか、そのようなこともいろいろと情報交換をしながら、よりよい方法を検討していただきたいと思います。

(八木委員)

今ほど、労働者側からも、また局長のコメントもございましたし、会長からもお話がございましたけれども、私ども使用者側としましても、今回の最低賃金の改定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい経営状況にある業種も多々ある中で、過去の最高の引き上げ幅ということで、これまでも使用者側としてご意見を申し上げましたとおり、この影響の大きさについては非常に危惧をしているところでございます。

企業への厳しい状況、このコロナの影響についてはなかなか収束が見通せないという状況だと思いますので、企業への支援のさらなる充実と、それから改定日が迫っておりますので、各事業者への周知方法については、例年以上に力を入れていただきたいとお願いし



たいと思います。特に、最低賃金もしくは近傍の賃金水準の労働者を使っている業種の中には、一時休業等をされているところもあると思いますので、例年どおり各種団体への周知のご依頼等も本省で頂戴したりして、そういうルートでやっていることはやっておりますけれども、それ以上に、なかなか情報が伝わりにくい点もありうるということをご認識いただきまして、一層の周知広報に努めていただきたい、これはお願いでございます。

(事務局)

かしこまりました。しっかりと検討して対応させていただきたいと思います。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事をすべて終了したとさせていただきます。最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

これもちまして第5回最低賃金審議会を終了いたします。今日は大変ありがとうございました。